

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和4年12月23日(金)16時00分～16時25分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、水野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター
技術部 技術管理課 マネージャー 他1名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・組織改正に伴う使用施設保安規定の変更について
 - ・使用施設等における保安規定の審査基準と核燃料物質使用施設保安規定変更内容の整理表
 - ・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表
 - ・保安規定に規定すべき事項の確認表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それでは令和4年12月1日付けで申請いただいた核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について面談を開始したいと思いますよろしくお願ひいたします。
0:00:15	それではまず機構の方から、
0:00:18	資料に基づいてご説明をお願いいたします。
0:00:21	はい。原子力機構の東です。資料は四つ準備しております。がちょっとより審議会比較等のうちの使用に関しては、質疑応答の中で使わせていただくという形にして、
0:00:36	説明は概要資料を見させていただきたいと思います。一応、先からご説明お願いします。
0:00:43	はい。カクサケンプルトニウム燃料技術開発センター技術部、技術管理課マネージャーの鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。
0:00:52	それでは資料1の方用いて今回の変更についてご説明を差し上げます。ページめくっていただきまして右下2ページ目のところです。1、1ポツ、保安規定の変更についてということです。
0:01:08	下からいきますけれども目的ということで、プルトニウム燃料技術開発センターの主要事業より一層効果的かつ効率的にできる組織とすることを目的に組織改正を実施するというものでございます。
0:01:24	具体的な内容ですけれども、(1)としてプルトニウム燃料技術開発センターの主要施設等の保安に関する組織改正に伴い、次の通り変更する。
0:01:36	ということでございまして大きく分けて二つあります。一つ目①として、プル、ポツ、計画管理課に技術管理課を統合するため、
0:01:49	第1編、第4条、組織、及び第5条、職務に係る記載を変更するという。そしてもう一つ②として、環境管理課と環境技術課を統合して新たにですね、環境技術開発課とするため、
0:02:06	同じく第1編第4条の組織及び第5条職務に係る記載を変更するというものです。そして(2)といたしまして上記の変更に伴い、記載の適正化を図るというものです。
0:02:19	具体的にはですね、第1-1図の組織図のところ、そして第2編と第3編のところ、変更前のですね環境管理課長と環境技術課長。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	記載がございますので、新しくできる環境技術開発課長に、そちらを変更するといったものでございます。
0:02:41	その下変更の理由でございます。
0:02:44	(1)として次の通り、プルトニウム燃料技術開発センターの業務をより一層効果的かつ効率的に展開するためということとして、
0:02:56	まず①、来る一つ、計画管理課に技術管理課を統合することによって、技術開発の支援、調整業務及び施設の整備に係る調整業務、こちらをです。従来別々に、
0:03:11	実施していたところでございますけれども、これらをまとめて、一つの組織で一貫できる体制を構築するためということ。②の方ですけれども、環境管理課と環境技術課を統合することによって、
0:03:27	プルトニウム系廃棄物の保管に係る業務と、プルトニウム系廃棄物の処理に係る業務、
0:03:34	これを1組織で一貫して実施できる体制を構築するためということ。変更理由の(2)としては記載の適正化を図るということでございます。
0:03:45	続いてページおめくりいただきまして3ページ目です。2ポツ、組織体制の変更ということとして、こちらは第1編の第4条に説明、補足するようなスライドになってございます。
0:04:00	まず変更前左側ですね、プルトニウム燃料技術開発センター長の下に、技術部長、燃料技術部長環境ブランド技術部長と3部長おりますけれども今回の変更、
0:04:14	関係する課長はですね黒塗りで白文字、白抜文字で示しているところでございます。
0:04:21	①の変更のところはですね、上野技術部長の右に出ている、計画管理課長と技術管理課長、こちらをですね、統合しまして右の変更後、
0:04:34	課長名は計画管理課長ということで、技術管理課長が吸収するような形で変更したいと考えてございます。
0:04:44	職務のところは次のスライド以降で説明したいと思っております。
0:04:48	続いてもう一つの変更内容ですけれども、今後変更前のところを見ていただきまして3部長の一番下、環境プラント技術部長の下に見ていただきまして、3番の一番下、環境管理課長と環境技術課長おりますけれども、こちらの二つを統合し、申しまして新しく環境、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	技術開発課長ということで統合したいというものでございます。
0:05:12	続いてページをおめくりいただきまして4ページ目です。3ポツ職務の変更についてということでして、こちら保安規定第1編の第五条のところに対応する御説明ということです。
0:05:26	この4ページ目については、①の計画管理課2技術管理課を統合することのご説明になります。
0:05:35	まず変更前のところでございますけれども、プル計画管理課長、こちらは第5条の第1項第18号に記載のございます内容になっております。
0:05:50	業務、職務としましては、プール計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援業務、こちらが一つ目の業務。
0:06:03	そして及びでつないでおりまして第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行うということで大きく、管理課長としては二つの業務がございます。
0:06:14	その下吸収される側、技術管理課長ですけれども、こちらは第1項第20号に変更前として記載されております。
0:06:24	読み上げますけれども技術管理課長は、
0:06:27	プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務。
0:06:32	及びプルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務を行うということでございまして、こちらも及びで、大きく二つの業務を記載されているということでこちらを今回の変更で一つにまとめるということでして青矢印で下に伸びておりますけれども変更後ということで、
0:06:54	プール堅確管理課長として変更後を第1項第18号に記載をしますけれども、
0:07:03	上の変更前を二つを合わせるような形で文書を作成しております。
0:07:09	赤い文字が変更前の計画管理課長の本職務、そして青文字がですね技術管理課長の職務を示しております。
0:07:18	抜けがないようにですね、文章としては作成をしております。読み上げますけれども、変更後、プール計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:34	ポツ醸成業務及びプルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務を行うとともに、
0:07:42	第 45 条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行うということでして、上の変更前の職務がですねすべて変更後の計画管理課長に含まれるような形で文書を作成してございます。従いまして保安に関する業務
0:08:01	はすべて、統合後の計画管理長課長が引き継ぐというような形にしてございます。
0:08:08	続きましてページおめくりいただきまして 5 ページ目でございます。
0:08:13	こちらのスライドでは、②の変更の環境管理課と環境技術課を等をする件に関しての説明スライドということです。
0:08:24	変更前のところいきますけれども、環境管理課長、変更前は第 1 項第 28 号に記載をしておりました。
0:08:32	環境管理課長はプルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質着物の管理に係る業務。
0:08:46	括弧正しい処理技術課長及び環境技術課長の所掌するものを除くを行うというものでございます。
0:08:56	その下、環境技術課長、こちらは第 1 項第 29 号として記載をされておりました。環境技術課長は、プルトニウム系廃棄物の処理、
0:09:08	及び廃棄物の処理、
0:09:10	並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行うとともに、プルトニウム系廃棄物処理開発施設の固体廃棄施設におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行うと。
0:09:25	ビル業務でございます。
0:09:27	こちらですね先ほどの 1 スライド前と同じようにですね、環境管理課長の職務のところ赤文字で書いておりまして、
0:09:36	環境技術課長の職務のところを青文字で記載をしてございます。そして緑の文字もございますけれども、こちらについては、統合することで、
0:09:49	自動的に変更後の職務に含まれるような、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:54	ここにあります。
0:09:57	変更後のご説明に移りますけれども、
0:10:00	新しくですね、名前を通りまして環境技術開発課長ということで、変更後の本規定、第五条第1項第27号に新たに記載を起すというものでございます。読み上げます環境技術開発課長は、
0:10:16	プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務、括弧ただし、
0:10:31	未処理技術課長の所掌するものを除くということでここまでで赤文字、記載してございます。赤ということは上の変更前の環境管理課長の業務がここにすべて記載をされていると。
0:10:45	上の変更前の緑文字のところは、自動的に環境技術開発部課長の業務として引き継がれますので、植野環境技術開発部課長の所掌するものを除くというものは記載を削除しているような格好になります。引き続き変更後の途中
0:11:04	黒文字のところから続きます。行うとともに、ここから表ということで、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理、並びにこれらの処理に係る技術開発に係る業務を行うということで変更前の環境技術課長の職務をこちらの
0:11:23	後半に書いている部分になります。変更前の環境技術開発課長の後段のですね、緑文字のところ、ここはどこに行ったんだということでございますけれども、
0:11:36	こちらについては、
0:11:38	5ページ目の下に、緑、ポチということで、記載のあります通り、組織統合によってですね、
0:11:46	環境技術開発課長、大野ですね1文目の赤文字のところですね。
0:11:52	プルトニウム系、廃棄物の保管に係る業務に包含するというので、プルトニウム燃料をプルトニウム系廃棄物処理か開発施設のというわざわざ個別の施設名を呼び出す必要がないということで、
0:12:11	こちらの赤文字の1行目のところですね、こちらで読み込むということで表現をさせていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	以上からですね、こちらの5ページ目の変更についても、保安に関する業務はすべて統合後の新しい環境技術開発課長の方がすべて引き継ぐと。
0:12:29	というようなことで表現をさせていただきます。
0:12:33	続いてページおめくりいただきまして最後のページ、6ページ目でございます。4ポツまとめということで、
0:12:40	核燃料物質の使用に使用等に関する規則第2条の12ということで保安規定に関する要求事項がございます。こちらの第1項第3号のところの使用施設等の管理を行う者の職務及び諸組織
0:12:58	これに関する事項を定めなさいということが要求されているということで今回の変更についてはここが引っかかるということでございます。
0:13:07	こちらの条文に対してですね、主要施設等における保安規定の審査基準、
0:13:13	記載概要、記載内容を抜粋しますと、1ポツとして使用施設等に係る不安のために講ずべき措置が必要な組織及び各職員の職務内容が定められていること。
0:13:27	これが要求されているということでございましてこれに対して、今回の変更、
0:13:34	はですね、下の三つのダイヤのところ、すべて基準は満足するものと考えております。
0:13:40	読み上げますけれども、
0:13:43	変更前の組織の、町の保安に関する職務は、私説明した通りですね変更後の組織の長がすべて引き継ぐものといたします。
0:13:53	そして二つ目、職務及び組織に関して、保安規定の審査基準において、明記が要求されている保安の監督に関する責任者。
0:14:03	こちらについては今回の変更によって変更されるものではないということでございます。そして最後のところ、今回の変更後においてもですね、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置、
0:14:17	必要な組織及び各職員の職務が定められているということで、
0:14:23	以上のことから審査基準は、満足するものと考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:28	そして一番下最後のところでございます。施行日でございますけれども、原子力規制委員会殿の認可日以降ですね、理事長が別に定める日から施行ということで考えておりました、具体的にはですね、
0:14:43	令和5年4月1日から施行したいと、こちらとしては考えているところでございます。
0:14:50	こちらについて審査過程でご考慮いただけますと、幸いでございます。以上簡単ではございますけれども、今回の変更内容のご説明になります。
0:15:01	コメントご質問等ございましたらよろしくお願いたします。
0:15:08	ありがとうございます。
0:15:10	はい。
0:15:13	社長の水野です。
0:15:15	小曾根のため確認したいところが、
0:15:18	切れた。
0:15:21	はい、お願いします。
0:15:24	梅田なんですけど、2ページ目で、変更の理由のところ、それぞれ、グリースを効果的かつ効率的に展開するためということで変更されてると思うんですけれども、
0:15:38	その二つ目の丸2で保管と処理とあと、何か運搬もあったかと思うんですけどそれも含めて、一貫して行うということでよろしいでしょうか。
0:15:55	本店の原子力機構の丸山でございます。ただいまのご質問でございますけれども、今回の統合に伴いましたの統一的な一貫しての運用に関しましては、
0:16:10	運搬もちろん入るわけではございますが、主に処理をしている施設と、保管をしている施設、その両方で組織が違うことで、一部書類上でありますとか、そういった必要な手続きが発生しておりましたので、
0:16:25	そういったところをなくすことによって、より効率的に業務を行っていきたいと思うところが主でございます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:34	いただきましてありがとうございます。規制庁の水野です。ということは一応①も②も含めて書類的なところの改善といえますか
0:16:44	効率化という意味で今回は行ったということによろしいでしょうか。
0:16:52	原子力機構の丸山でございます。
0:16:54	ただいまは1例として書類等の言葉を使いましたけどもちろん実際の現場の運用に関しましても、課が分かれていることによって、一部中福祉てるような部分ございましたので、そういったところですね、綺麗に整理することによって、
0:17:10	効率的にやっていきたいと考えているところでございます。以上です。
0:17:15	ありがとうございます。
0:17:19	あとBのもう1個なんですけれども、ちょっと規制庁のミズノですが5ページ目のところで、環境管理課長、変更前の環境管理課長はプルトリウム系廃棄物の保管、
0:17:34	があると思うんですけれども、環境技術課長は
0:17:39	これと2ウム廃棄物処理開発室の答え廃棄施設における
0:17:45	プレート民芸無形は廃棄物の保管っていうのがあったんですけども、最初の環境管理課長っていうところの負担っていうのは、どういったものがまずあったんでしょうか。すみません。
0:18:03	原子力機構の丸山でございます。ちょっと確認させていただきますが、今ご質問の内容で保管の対象となるもの、もしくは他のた保管する施設、
0:18:16	どちらのご質問として受け取ればよろしいでしょうか。はい。施設です。
0:18:22	先生、ちょっと研修機構の丸山でございます。
0:18:26	まず、環境管理課長の所掌する施設でございますが、まず原則として廃棄物を保管している施設として、該当いたしますので、
0:18:37	プルセンターで言いますと古井プレート燃料第一開発室、第2開発室、第3開発室と合わせましてプールと燃料を廃棄物処理開発施設と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:50	ということで基本的にはすべてのですね施設に対する廃棄物の管理をやって参りました。またですね環境技術管理課長に関しましては、
0:19:00	廃棄物処理開発施設の中の廃棄物の保管を一部やっておったんですが、こちらは他、対象としております。
0:19:11	ものが違います。何かと言いますと、環境管理課は、廃棄物として収納容器等に入れられました%ドラム缶、コンテナ等の廃棄物を管理して参りました。
0:19:28	環境技術課、環境、排水、環境議事課長の方は、
0:19:32	使わなくななくなった設備は、ここでは主にグローボックスになります が、そちらの方ですね、解体面廃棄物一時保管設備として管理するように、今ルールが変わっておりますので、そちらの設備を管理することから、
0:19:47	組織のところですね、徳田市として、廃棄物の管理という業務を書いております。
0:19:53	今回はもう環境管理課長関係技術課長が一つになりまして、環境技術開発課長となりますので、
0:20:00	こちら両課の廃棄物の管理ということは、包含してこちらの赤字の方に書かせていただきました文章の方ですべてくくっておるところでございます。以上です。はい、ありがとうございます。
0:20:12	今、
0:20:16	規制庁のホンダでございます。一つ、ちょっと簡単かどうか知らんですが、人員の確保っていう意味合いでちょっと、
0:20:24	お聞かせください。二つの課が一つに統合されるということであって、それぞれ二つの一つ統合された後の業務は、
0:20:36	統合前の業務をそれぞれ引き継いで、一つの統合後の一つの課が、
0:20:44	当業務で保安活動業務としてやっていくというふうにとらえておりますけれどもその人員の確保っていう意味合いでは
0:20:52	この段階で
0:20:56	派遣さんの中でどういうことがなされるかっていうのはひょっとしたらまだ未定なのかもわかりませんが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:03	例えば、人数ではないんでしょうけど例えば人が若干減ってしまうとか増えてしまうとかってそういうとかこの面では、何か今ここでお話できることってありますでしょうか。
0:21:22	原子力機構の丸山でございます。まず1件、一つとしまして今回の変更に伴いまして保安に関わる組織機能に対して何かが減っていくようなことはございません。
0:21:34	ただし、内部の都合といいますか今後の組織の体制で言いますと、やはり二つの課が統合いたしますので、ライン管理職というところでの役割流れは若干変更となる場合がございますので、その辺りで、
0:21:48	もしかすると一部変更がござい、あるかもしれませんが、そのあたりはまだですね、こちら内部で最終的な人事部も含めてのを確認了解を得る途中になっておりますので、
0:22:00	現状として、どのような形になるかっていうのはお答えできないんですが、一般論として、2課が集まれば課長は2人いらないということになりますのでその辺りでの一部変更はある可能性がございます。以上でございます。
0:22:13	規制庁の本田でございます。ありがとうございます。
0:22:19	方から何かございますでしょうか。
0:22:28	先のさっき、
0:22:31	赤坂委員の何かございますか。現職の丸山でございます。こちらから特にございません。藤記者も今後は特にございません。はい。はい。
0:22:44	それでは本日の面談は以上とさせていただきます。ありがとうございました。
0:22:52	ありがとうございました。ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。